

三次市教育委員会告示第 号

三次市文化財業務専門員設置要綱を次のように定める。

平成25年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市文化財業務専門員設置要綱

(設置)

第1条 文化財調査等に係る業務を円滑に推進し、市の文化財保護を図るため、文化財業務専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 専門員は、教育委員会事務局社会教育課に所属し、次の業務を行う。

- (1) 埋蔵文化財の発掘調査及び研究
- (2) 歴史的資料の調査及び研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める職務

(資格)

第3条 専門員は、次に掲げる要件のいずれかを充足する者でなければならない。

- (1) 学芸員の資格を有している者
- (2) 大学又は大学院において考古学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (3) 発掘調査に必要な経験と見識を有する者
- (4) 文化財及び郷土史に関する調査経験を有し、専門的能力をもつと認める者

(5) 前4号に掲げるもののほか、同程度の条件を満たす者

(身分及び任命)

第4条 専門員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とし、教育委員会が任命する。

2 専門員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 専門員の報酬及び費用弁償による旅費の額並びに支給方法は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号)の定めるところによる。

(勤務日数及び勤務時間)

第6条 専門員の勤務日及び勤務時間は、4週間につき一般職の職員の4週間の勤務時間の4分の3を超えず、かつ、1日につき7時間45分以内とし、あらかじめ所属長がこれを割り振る。

(服務)

第7条 専門員は、勤務に当たって次のことに留意しなければならない。

- (1) 公務員としての自覚と責任を持って、その職務の遂行に努めること。
- (2) 職務上知り得た秘密について、これを他に漏らしてはならないこと。

(免職)

第8条 教育委員会は、専門員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、任期中であってもこれを免職することができる。

- (1) 職務の執行を怠ったと認められたとき。
- (2) 専門員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適さなくなったとき。
- (4) 専門員を置く必要がなくなったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(三次市埋蔵文化財発掘調査嘱託員設置要綱の廃止)

- 2 三次市埋蔵文化財発掘調査嘱託員設置要綱（平成16年教育委員会告示第29号）は、廃止する。